

6-2請願審査部分抜粋：令和6年3月6日 議会運営委員会（未定稿）

午後2時57分再開

○小野委員長 議会運営委員会を再開いたします。

ここからの委員会は、委員及び事務局のみ出席とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程3の請願審査に入ります。

請願6-2、令和5年7月11日 本会議議事録改竄の調査を求める請願が、2月22日の継続会で議長により当委員会へ付託されました。

本日配付しております文書表をご確認ください。請願書の朗読は省略させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

本件請願審査にあたって、委員を除斥すべきか否かについて、おはかりいたします。

永田委員及び小枝委員につきましては、委員会条例第14条の規定に基づき、除斥として議事に参与することはできませんが、同条ただし書の規定により、当委員会での発言を認めることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

次に、会議規則第88条の規定に基づき、紹介議員である小枝議員に本件請願の趣旨説明を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、小枝議員に説明者席へ移動していただき、趣旨説明をお願いいたします。

〔小枝委員が照会議員として説明者席へ移動〕

○小野委員長 はい。

それでは小枝議員、趣旨説明をお願いいたします。

○小枝議員 はい、それでは趣旨説明をさせていただきます。

この請願の件は、7月11日の本会議での採決の際に、永田議員が（賛成・反対ボタンの）押し間違いをして、そのやり直しを求めた際の発言が議事録に載っていなかったということについて調査を求める請願です。

住民のほうからこの内容の請願を示されるまで、私はこの件については全く自覚がありませんでした。弁護士の方に相談しましたところ、会議録署名人である私にも類が及ぶ可能性があるというのが最初のアドバイスでした。しかし私は議員であり、公人であり、目の前に突き付けられたことから逃げるわけにはいきません。私自身が問われていると考えました。録画と議事録と自分の記憶を重ねてみたとき、確かにおかしいと感じました。

請願のポイントは次の二点です。1、本来許されない本会議での表決の修正が行われた疑いがあること。これは千代田区会議規則82条違反です。2、それを議事録に残さないため、本日配付されている請願6-2に添付をされております、179ページという議事録がお手元に載っておりますので、そちらをお開きください。その上から1、2、3、4、四つ目のマルのところなんですけれども、ここは永田議員の発言なんです、「議長、訂正お願いします」と発言しています。そして、その次のマルなんですけれども、そこには

6-2請願審査部分抜粋：令和6年3月6日 議会運営委員会（未定稿）

「（聴取不能）」となっていますけれども、マイクが前に置いてあるので、そのところも記されていない。そして、その動画も改竄された可能性がある。この大きな二点でございます。そして、これがもし真実であるならば、区民の負託を受けて重要な決定を行う区議会として、許されないことです。対象の議案は、厳しく賛否が分かれたもので、その投票がそのままであれば可否同数でした。どちらに進むとしても適正な手続きが重要なことです。こののちに区議会が、行政の進める手続きの前提に瑕疵があるということになってしまいます。

請願は調査を求めています。区議会が当事者として調査を放棄するという事になれば、区民の信頼を失い、負託に応えることができなくなります。傍聴していた区民の皆さんは、私たちに負託をした主権者の方々です。その疑問に答えるためには、各議員の認識を再度確認するとともに、動画に改竄がなかったか、議会のもとで専門家に調査してもらうことが求められています。議事録署名人としても、動画に改竄がないかを専門的に調査すべきだと考えています。そのため、この請願の紹介議員になりました。

千代田区の区議会議員が逮捕されたこの議会で、区民から求められているのは、当事者として問題と向き合う姿勢とその力だと思えます。議会が当事者能力を発揮するために、この請願のとおり、まずは事実関係を調査をしていただきたいと思えます。あくまでも、客観的証拠を確認することが、議事録署名人としての、私小枝すみ子自身の役割でもあるし、疑義を抱かれている区議会が、当事者として果たすべき役割だと考えます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

紹介議員からの趣旨説明が終わりました。お戻りください。

[小枝委員 自席へ戻る]

それでは委員の皆様からの質疑がありましたら、お願いいたします。

○白川委員 事務局にお伺いします。

こういったときに訂正するというのは、かなり異常なことでしょうか。よくあることでしょうか。

○安田区議会事務局次長 ただいまの白川委員のご質問の、本会議録を訂正することの前提として、ご指名をいただいている会議録署名員の議員、今回は2名の議員の方が会議録署名員として定められておりますけれども、この方たちが会議録に署名をされておりますので、その署名をもって、私ども事務局としては、この本会議録は正しく確認をされていると、そういった認識を持つものでございます。

したがって、会議録署名員が署名をなされたことによって、これは、この議事録自体、全く問題ないという認識でございます。また、過去にこういった会議録の訂正といった事実はございません。

○白川委員 だとすればですね、ここで大事なのは、どれくらいの議員がどちらの意思を持っているか、それを正確に把握することです。ですから、ケースバイケースで訂正ということがありうるのであれば、正しい意思の数をつかむというのが重要だと思えますので、私は議長の対処は適切だったと考えますし、それはケースバイケース、しかも署名あったということですから、何ら問題ないと考えます。

○小野委員長 はい、ご意見ありがとうございます。

ほかに何か。

○牛尾委員 この請願書にある「議事録改竄」というところですけども、「改竄」とは、辞書で調べますと「誤字などの字句を直すこと。特に、悪用するために勝手に直すこと」というふうに書いてあります。これはどの辞典においてもそうでしたし、広辞苑では「不正を目的とするために変えること」となっております。書記さんの皆さん、本当に夜遅くまで議事録作成のために残業をされているのを、私も何度も見ております。そうしたご苦労をなさって作られた議事録に、改竄の調査を求めるといって自身、また請願で賛否の白黒をつけるということ自身は、どっちに転んだとしても、私は議会と事務局書記さんとの信頼関係を根底から崩すんじゃないかと、深刻な亀裂を生むんじゃないかというふうに危惧をしております。

そのうえで、いくつか質問をしたいんですけども、まず紹介議員のほうから、動画の改竄があったということで、この動画というのは、公式な資料になりうるのかどうか。そのことをまず教えていただきたい。

○安田区議会事務局次長 ただいまの牛尾委員のご質問の動画、こちらにつきましては、本会議の動画を、現在区議会のホームページ上で公開をしております。この動画につきましては、公的な記録ではございません。したがって、その旨、区議会のホームページ上でもうたっているところでございます。

また同時に、とはいえ、公式な記録ではないとはいえ、この動画に改竄を加えるということは一切ございません。

○牛尾委員 もう一つ。

説明された179ページの、真ん中のあたり「〇15番 永田議員（聴取不能）」ということが書いてあります。これ、聴取不能となった理由といたしますか、いきさつといたしますか、そういうのがもし、分かる範囲で教えていただければと思います。

○安田区議会事務局次長 こちらの会議録につきましては、これを外部の速記者のほうに委託をして、音声データからこの会議録の文字を起こしてもらおうといった作業を、委託をしているところでございます。

この会議録の作成にあたりまして、その作成者が録音データを聞き取ることができない場合には、こういったような形で表記をして、それをもって会議録とすることができるという、先例といたしますか、そういったものが一般的な通念として、これまでも認められているところでございます。ご説明は以上です。

○牛尾委員 じゃあ、もう一度確認しますけれども、これ「聴取不能」と書かれているのは、致し方なかったという認識でよろしいですか。

○安田区議会事務局次長 これ、聴取不能というのは、これは物理的に、どうしてもその時の、いわゆる発言者との距離とか、そういったところから、おそらく聴取ができなかったというふうに考えられるものであり、やむを得ないものという認識でございます。

○牛尾委員 もう一つ、先ほど紹介者の方が、本来、表決の修正が、本来行われてはいけないのに行われてしまったということがあります。

それで、まずその場でどなたも指摘されなかったんですね。この問題はね。で、それで請願者の方がお気づきになったということですけども、説明された小枝議員が、この問題について、今の今まで全く気づかなかったのかどうか。そこはお伺いしたいんですけど

れども。

○小枝委員 今のお尋ねは、あれですね、千代田区会議規則82条に、そういう本人からの、投票を改めてほしいということに答えてはならないと書いてある定めがあるということを知らなかったというのは、先ほど説明したとおりで、私も知りませんでした。たぶん、みな知らなかったんじゃないかなって言うふうに思いますけれども。それは自分のミスだと思っておりますが、事務局は知っていたのかどうか知りたいところです。

○小野委員長 はい、事務局いかがでしょうか。

○安田区議会事務局次長 事務局につきましては、ただいまの会議規則82条は存じ上げております。

○牛尾委員 そのことを含めて、この「議員必携」のほうで、議員の発言について、議会の会議で行う発言については、発言者はその内容に責任を持たなければならないとされておりまして、当然だと思えます。一方で、しかしその発言が思い違いによる発言であったりする場合、それを取り消したり訂正を認めないで、その発言についてすべてその責任を取れということは過酷すぎるということで、発言者が議会に申し出て、取り消しを行うことができるというふうに会議規則では定められていると、なっているんですね。

確かに、今回は発言ではなく、（賛成・反対）ボタンの押し間違えということで、違うんですけれども、この議員必携に照らすと、押し間違えというのは、どうしてもあるのかなあというふうに思います。

それはもちろん、これは押されたご本人に「しっかりしてくれ」ということになると思うんですけれども、これ永田さん当人にお聞きしたいんですけれども、本当に単に押し間違えただけなのか、それとも途中で思いが変わっちゃったとか、そういうことではないのかどうか。そこは確認したいんですけれども。

○永田委員 着席のまま失礼します。

単純に押し間違えで、意図は、押しなおした「反対」ということです。

○牛尾委員 やっぱり私も、あの請願については同意していましたからね。一票差で、本当にシビアな結果となって、一つひとつの票が重大な結果、方向が違っていたということになりますので、そうした間違いというのは、ぜひ注意していただきたいというのは指摘したいんですけれども。

一方で、議事録については、先ほど私言いましたけれども、書記さんの方が夜遅くまでかかって作られ、しかも今のやりとりを見ると、聴取不能というのでも致し方なかったということだし、動画も変えていないという発言もありました。やはりこういう請願で白黒つけるというのは本当にいかがなものかと、私は考えますということを最後、発言したいと思えます。

○小野委員長 はい。

ほかに何か質疑ございますか。

○米田委員 今、牛尾委員がほぼ、動画ことも言ってくれたんで、だんだんなくなってきたんですけど、一つ事務局に聞きたいんですけど、会議録署名員、この役割というのは何ですか。

○安田区議会事務局次長 まず、この会議録署名員でございますけれども、こちらは地方自治法に定められているものでございまして、「署名議員は、議会において定められた二

6-2請願審査部分抜粋：令和6年3月6日 議会運営委員会（未定稿）

人以上の議員とする」と。こちらにつきましてはですね、「署名議員は、会議記録の記述が誤っていると認めるときは、その署名を拒否できる」という、そういった行政実例も過去にあるところでございます。したがって、この会議録署名員というのは、やはりこの本会議、今回の場合この本会議の会議録が正しく作成をされているということを確認していただいて、署名をしていただくというものと、そういった考え方でございます。○米田委員 私もその認識です。

我々も何度もサインしてきました。これは基本的には、今回の議事録は間違っていない、そういう意味でサインしてきました。

そのうえで小枝委員にお伺いします。今回の署名はどういった認識でされたんでしょうか。

○小枝委員 このサインをするときに、そうした何の説明もなかったですし、そういう私にも問題はあるんでしょうけれども、中身をこういうふうに行っているとか、ここはこういうふうに変えたとか、そういう話は一切なかったんですね。ですから、私はここで白黒をつけたいと言っているのではなくて、ちゃんとこういうことを、何というか、きれいに記録をしていくためにも、裏付を確認したいんです。信頼関係を、区民に対しても、行政との間でも、これは馴れ合いでは済まないことなんですね。なので、ちゃんとテープなり、反訳会社から持ち込まれたその内容を、確認をしたいんです。そうすれば、ああ、そういうことだったんだなあということがわかるわけですから。それをフタをして確認もしないということだと、私自身が、何というか、もしかしたらだまされたのかもしれないという思いを持ち続けなければならないし、そういうことはあってはならないというふうに思うんですね。

なので、私が紹介議員になったのは、調査をすることによって、明快にしておく必要があると、その一点なんです。（発言する者あり）

○小野委員長 おそれいります、手を挙げて発言……

○米田委員 まさにそのことを聞きたかったんですけど、どういう認識でって、今のところ何となくありましたけど、私の認識では、もう全部確認したうえでの署名というのが基本線なのかなと思ってます。

で、その場合、大先輩に大変申し訳ないんですけど、そういう場合は、そのときに、署名する前に本来、言うべきであったんじゃないかなと、私は思います。そういうんであればね。で、そのうえで署名したのに、紹介議員になるというのは、私はちょっと、いかなものかなと、言っているんですよ、言っているんですけど、そういう思いでいます。

で、先ほどもあったように、牛尾委員の質問でしたけど、動画の改竄はなかった。で、これまで、発言で調整はあったと。ということなんです、私としても今回のこの請願に関しては、非常に寂しい思いですね。とてもじゃないけど、書記さんが動画を聞きながら、動画とテープの確認をしながら、改竄しているとは思えない。そんなことをしたら大変なことになりますから。それこそ、信頼関係が崩れてきますので。本来あれば、請願でなく、もっと事前の、違った形での確認をしていただきたかったかなというのが、私の意見です。これは意見です。

○小野委員長 はい、ほかに何か質疑等ございますでしょうか。

○岩佐委員 小枝委員にお伺いしたいんですけども、ご説明の中で、ビデオデータに明

6-2請願審査部分抜粋：令和6年3月6日 議会運営委員会（未定稿）

らかに不自然で、変更が行われた箇所があると断言されているんですけども、どういったことをもって、明らかにここは、昔のダビングなんかで、ブチって切れてて、明らかに不自然な映像というのもあるんですけど、そういう不自然さがあったんでしょうか。改竄をされたというふうに言い切れる根拠というか、状況というのをちょっとご説明いただけますか。

○小枝委員 先ほど説明をしたとおり、この179ページのところの、マルぼちの四つ目ですね、1分46秒くらいのところなんですけれども、ここは「議長、押し間違え、訂正をお願いします」というふうに、これ発言しているんです。そして、その下の下のマルぼちのところは、「15番、永田」と言ったあと、「（聴取不能）」となっているんですけども、このところが、同じマイクで発言をしているのに、聞こえないということ。で、その前に、一番最初私が聞き取った時、指摘されて見たときは、そのところが黒くなって、画像が切られていたんですね。忙しい中で見ているので、それがそうかどうかというのも、人間のやることですから分からないということもあって、それでこれは確認することは簡単なので、できるんじゃないかというふうに思った次第です。それで、その、先ほど答弁ありましたけれども、区議会事務局は、一旦投票、すでに「押し忘れはございませんか。はい」となったものを、本人の申し出で、まだ確定する前ならいいんですけども、確定したあと、本人の申し出でやり直しをするということが、会議規則という名前ですけれども、これは条例なんです。条例が、立法者の意図というのは私は説明はできませんが、やってはならないということを知っていながらそれをやらせてというところも、私は知らなかったものですから、非常に条例違反をその場で促すというようなことにも、どうしてそんなことができるのかというふうに思うわけです。そこも含めて、非常におかしい。これは、やはりテープなり、しっかりとした調査をしないと、そういうことが許されるという、いいんだということになってしまうので、それでは、全部一枚一枚見て、中身を確認することはできませんから、信頼関係がないとできませんから、非常に私としても残念なことだというふうに思ったということです。

○小川区議会事務局長 ちょっと、ルール上の問題を一つ、皆さんに情報提供させていただきます。

先ほど来ご指摘にありますように、会議規則で「議員は自己の表決の訂正を求めることができない」と規定されてます。これは、標準会議規則の逐条解説でも「一度投かんした投票は、更正することができない」とされており、「議長はその際に意思表示、表決の際に誤りのないよう配慮すべきである」とも書かれてございます。正しい採決ができる状況かどうかを含めて、議長に判断が委ねられているということでございます。

ここで大切なのは、議員が自ら求めることはできないということですが、それを認めることができないのかどうかということは、別問題というふうに思っております。と申しますのは、国会での先例が幾例かございまして、議員本人からの求めということはやはり厳しく認められないとはいつつ、議長あるいは委員長の判断で表決の訂正を認めた事例が複数ございます。そうしたことから、認める側と、ごめんなさい、求める側と認める側、そういった二つの議論があるということでございますので、そのあたりは皆様ご承知おきいただければと思います。以上です。

○米田委員 今のあれだと、そういうことがあった場合、議長の裁量によって任されて、

6-2請願審査部分抜粋：令和6年3月6日 議会運営委員会（未定稿）

正しく判断すると、議長が判断するという事によろしいですか。

○小川区議会事務局長 ご指摘のとおりでございます。

例えばですけれども、これも逐条解説に載ってございますが、議長が表決に付することの宣言、表決方法若しくは表決結果を宣言したのちに、その宣言を訂正した衆議院の事例。あるいはぼんやりして委員長の宣言を聞きもらし、瞬間的に意思と反対の表決をしたあと、すぐに委員長に申し入れをした事例。表決に付する問題の宣言が徹底していなかったということで、採決そのものをやり直した参議院の事例などがございます。ということで、ある程度委員長または議長に議事整理権が当然ございますので、それに基づく状況判断によるものというふうに解されております。

○小野委員長 はい、ほかご意見。

○岩佐委員 先ほどのご説明だと、ご自身の記憶にあるはずのものがなかったのも、それが改竄じゃないかということの、まずどうなのかなと、理解したんですけども。

で、もう一つ、後段でご説明いただいた、永田委員が訂正を求めたことに対しては、82条に違反の可能性がある。これは違反の可能性あるとしまして、その時にこれ、違反であった場合は、普通は懲罰だと思うんですけども、これ、懲罰は3日以内という制限ありますよね。その制限というのは、こういう場合に、どういうふうに適用されるんですか。つまり、あくまで知った時から時効はスタートみたいな、そういう短期消滅時効の、時効の起算点ってどこになるんでしょうか。

○小野委員長 事務局いかがですかね。（発言する者あり）はい、承知しました。

○小川区議会事務局長 これは会議規則106条の2項に書いてございます。

ちょっと前後しますが、1項は懲罰の動議にあたるものでございまして、議員の8分の1以上ということになってます。2項につきましては、懲罰事犯のあった日から起算して3日以内に提出しなければならないという規定でございますので、その事例のあったところから起算して3日ということでございます。

○岩佐委員 そうしますと、この、もちろん違反行為があったということは、別にこのうっかり押し間違いに限らず、例えば不穏当発言なんかも違反行為に変わりはないんですが、これも処分を求めることができるということで、3日以内に処分要求がなければ、通常このまま違反行為あったとしても、そのままということも結構あるんですけども、今回の請願に出されていて、時期としては、もしこれが違反行為があったということをお大変憂いて、請願を出して下さってはいらるんですけども、少なくともこの82条の違反行為に関しては、この審査をできる時期は過ぎてしまっているのではないかと。この時効があるということからすると、時期的には今、この審査はなじまないんじゃないかと考えますが、考えます。以上です。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

ほか何か。質疑ございますか。

○小枝委員 今の懲罰の話とかは、全くこの中には趣旨としては入っておりませんで、事実ありのままに書くのが議事録でありますから、局長のほうからも言われたように、本人から発意があっても、議長が判断したのであればいいんだ、でしたっけ、議長が判断したからいいんだっていう、この請願で私が突き付けられたことは、そういうことなので、本人からの発意の部分はなかったことにしたのでないかという問いを、私が問われたわけ

6-2請願審査部分抜粋：令和6年3月6日 議会運営委員会（未定稿）

です。問われた時に、確かに音が入っているのに書いていなかったり、音が聞こえるのに（聴取）不能となっていたりという、その事実関係が議事録に記載されているかどうか問われている。逆に言えば、もう記載をすればいいだけのことなんですね。そのときに発議しなかったんですけども、事務局に中立的な運営をしなかったという問題は残るけれども、そこが議事録としてちゃんと書かれているかどうかの一点が問われているので、そこを調査してくださいということを私も問われたし、私もそうだと思うということです。それをしないという理由はないんじゃないかということです。

○岩佐委員 すみません。

この請願の最後に「違反行為が看過できません」って書いてあったので、こちらも請願の内容かと思っちゃったんですけども、それは違うんですね。

じゃあ。82条違反のことは、この請願の内容ではないということで確認をさせてもらって、この議事録の一点のみということで、今小枝委員がご説明いただいたということでよろしいのかということと、ちょっと発言についてお伺いするのは、押し間違えてしまった、そういった、聞き取れないのか、入っていないのか、ちょっとわかりませんが、そういったことが書いてあったとして、それは正規の発言ではないと思うんですけども、議事録に載せるべき発言というのは、どこまでの範囲までなのか、もう一度ご説明をいただけますか。

○小川区議会事務局長 お手元の発言の、議事録のところ例えば、先ほど来お話の出ている四つ目のマルのところの「（発言する者あり）」とございます。こちらの発言に関しては、当然発言というのは、これ（会議）規則によって、議長の許可を得なければならないとされていますので、ここに書いてある「（発言する者あり）」というのは、そもそもが発言ではなく、いわゆる不規則発言とかヤジの類のものでございます。で、それらを正確に議事録に正確に記載するかどうかは、我々も「（発言する者あり）」といたり、あるいは「（「〇〇」と呼ぶ者あり）」といったようなことにすることに努めておりますけれども、議長が許可していない発言を、本来記録する必要がございませんので、このことによって、改竄というようなご指摘は当たらないのかなというふうに考えております。

○小枝委員 この中でいけば、そうになってしまうんですけども、82条の会議規則違反ということ、先ほど岩佐委員のほうから、それはいいんですねと言われたんですけど、いいんじゃないかと、それは議長のもとで行っていることなので、議長はこの流れを知って、事務局のサポートを得ながら本会議場で判断をしているわけですよ。で、その本会議場の判断したときに、実はその82条には違反していると、率直に言えば、ということがわかったはずなんですね。終わったあとに。それ自体は。

で、その時に、だからそのところを議事録修正をしたほうがいいんじゃないのとか、しておきましょうということに関わったどうかということが非常に重要なんです。

この請願が問うていることは、その事実を確認をしないといけない。その意思、責任者というのは、議長なんですね。議長のもとで議場は、何というんですかね、議場が騒乱したときには議長のもとで整理するわけですから。統理するとか整理するとか、そういうふうになっているわけなので、本会議場で行われているというのは、議長の責任になる。

で、この結果が無効かどうかというのを問うているのではなくて、そういう流れが、自らが認めた千代田区会議規則82条違反のことをしてしまっているから、それに都合のい

6-2請願審査部分抜粋：令和6年3月6日 議会運営委員会（未定稿）

いように会議録を載せておきましょうということになっているのかが問われているので、調査してほしいという内容なんです。

○小川区議会事務局長 議事録は、皆さんご承知のとおり、事務局で調製したものを、事務局内でまず決裁をし、その結果を議長にお見せをして署名をいただき、最終的に会議録署名員の方に署名をいただくという、そういう流れになってございます。事務局で決裁後、議長にこの議事録をお示しした際には、何ら修正の指示、意見等はございませんでした。

○小野委員長 はい。

ほかはいかがでしょうか。

○春山委員 一点確認したいんですけども、この、先ほどのお答えにもあったのかもしれませんが、
「（聴取不能）」ということは、議事録上で、今までにもケースが何度もあることなんでしょうか。

○安田区議会事務局次長 「（聴取不能）」といった表記は過去にもございます。これに限らず、このような表記のものはございます。

○春山委員 はい。

○田中委員 私も一点確認させていただきたいんですけども、今までの話を総合すると、議長の判断で採決の採り直しがあったということで、この動画、ネット中継のですね、の部分がどうなっているかというところをお伺いしたいんですけども。これは、一般質問とか代表質問は、ホームページ上に掲載されていて見れるようになっているんですけども、こちらの部分というのは、公に見れることになっているんでしょうか、現在。

○安田区議会事務局次長 ホームページ上で公開しておりますので、どなたでもご覧になれます。

○田中委員 わかりました。

○小野委員長 はい。

ほかはいかがでしょうか。

○林委員 これ、事務局に確認なんだけれども、仮に、の話なんだけれども、確定した議事録を訂正する条文というのは、あるのかないのかと、手続き、どういうふうに進めればいいのか。

○小川区議会事務局長 これ「議会運営の実際」という、自治日報社が発行している、我々が手引きとしている解説本によりますと、「議事録の訂正要求があった場合は、議長が署名議員に連絡をし、その内容を説明して了承を得ることが適当である」とされていますので、その申し出を受けた際には、議長のほうでまずは受け止めて、きちんと対応をする、署名議員に確認をして、説明を求めて対応する。その中身によって、その後の対応というのは変わってくると思います。

○林委員 いや、あの、要は手続きを、申し出があって、そのあとテクニカル的にできるのかどうかということなんです。そこをちゃんと順序立てて手続きを説明していただけますか。

○小川区議会事務局長 すみません。可能かどうか、失礼いたしました。

可能かどうかということ言えば、可能でございます。

○小野委員長 ほかにいかがでしょうか。（発言する者あり）

はい、今、委員外発言のご希望ですか、はい。

6-2請願審査部分抜粋：令和6年3月6日 議会運営委員会（未定稿）

こちら、委員の皆様におはかりしたいと思います。委員外発言について認めてもよろしいですか。いかがでしょう。

○米田委員 私は認めるべきではないと思っています。

各派の代表で、誰かに託することもできると思いますので。毎回毎回、こういうことで委員外発言を認めていたら、様々な場面で認めていけないといけないという先例にもなる可能性もありますんで、私自身は認めたくないです。

○小野委員長 はい。

ほかはいかがでしょう。

○小枝委員 私は認めていいと思います。

これまでもずっとそのようにして、議員は一人ひとり選ばれているものですから、やってきましたけれども、逆に、米田委員とは逆で、このところは委員会発言を絶対に認めないとなっているんですけども、むしろ議員一人ひとりの意見を公式の場で述べるということは、議員にとっては重要なことだと思いますので、ぜひ認めていただきたいと思います。

○白川委員 私は認めるべきではないと思います。

一応、我々はルール守るということを原則にやっていますんで、今回は委員外発言というのはルール外です。今、ルールに則っているかどうかということについて話をしているわけで、そこでまたルール外を認めるということも、私は矛盾を感じますので（発言する者あり）私は認めるべきではないと思います。

○小枝委員 委員外発言というのは、会議規則に載っております。

手続きにのったルールですので、決してルール違反のことではございません。

（発言する者あり）

○小野委員長 白川委員。あの……

○白川委員 私はルール違反をしているというのではなくて、ここで認めるかどうかという話ですよ。そのときに認めるべきではないと言っているんであって、やっちゃいけないことだって言っているわけではありません。

○小野委員長 ご意見分かれていますので、ここで委員外発言について、皆様に多数決……（発言する者複数あり）ちょっと一旦憩させていただきます。

午後3時40分休憩

午後3時43分再開

○小野委員長 はい、それでは再開いたします。

失礼いたしました。先ほど委員外発言について、認めないというご意見、すでにいただいておりますので、申し訳ございませんけれども、委員外発言についてはお認めできないということをお願いをしたいと思います。

それではここで一旦、ほかにもしご意見がないようでしたら、質疑がなければ、永田委員、それから小枝委員はご退席をお願いしたいと思います。ご意見なければ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、おそれいます。ご退席をお願いいたします。

○小野委員長 休憩いたします。

午後3時44分休憩

[永田委員及び小枝委員 退席・退室]

午後3時46分再開

○小野委員長 では再開いたします。

それでは、本件請願の取り扱いについて、いかがいたしましょうか。

○林委員 継続で。

○小野委員長 はい、今継続すべきいという意見が出ましたが、ほかにもご意見ございませんでしょうか。

○岩佐委員 私は本日決めるべきだと思います。

これは先ほど、いくつかのご説明と、事務局からもご説明いただきましたけれども、これって外から見ると、事務局とそれから議長と、そしてこの関わった人たちが、要は刑法違反をやってるよねと。犯罪者だよねと。犯罪しているよねということに疑う請願ですよ。あまりこれを長く延ばすというのは、はっきり言って、本当にやってるかやってないかわからない、だから調査を求めるというものではあるんでしょうけれども、その一番最初のスタートが、自分の記憶と違っていたという、自己の記憶との違い、違和感、それを、ご説明されているのは署名員ご本人あることとかを考えると、そしてそれがもし違反あったとしても、この82条の規則違反があったとしても、それは消滅時効がしっかりと確定されていることから、これを長く延ばすことはかえって、もしこれが真実に、やっていなかった人に対してずっと犯罪者の推定を、本当は推定無罪なんですよ、でもこういうことをやってるんじゃないのと問いかけるものをずっと続けるものであると、それこそがやっぱり、場合によっては、名誉棄損も考えられるような事態になりかねない。そういうことを考えますと、私はこれはしっかりと今日いただいたことをもって、あるいはもしこれが足りないのであれば、戻っていただいて質疑することをもって、しっかりと今日判断していくべきだと思います。

○小野委員長 はい、今……

はい、林委員。

○林委員 これまで、千代田区議会の、陳情は別として、請願のときは、紹介者の説明とともに、一応、形式的に出された方の意見を聞く場を作っていたと。

別にそんな延ばすつもりは全くなくて、今定例会中に判断をしなくちゃいけないけれども、請願のランクづけというわけじゃないけれども、別の委員会にも請願出されているけれども、紹介人と、出された方の意見を聞かなくてはいけないと。請願の優劣をつけるのは前例にすべきではないんで、この出された、今黒塗りになっていますけれども、この方の意見を、公式な議事録に残る場というのはほとんどなかった。懇談スタイルでも一応意見を、これ、牛尾さんのところの木村さんも必ず言ってたんだよね。請願は憲法にあるから、一応、一応というか、確認の段取りをしない限り、請願の判断を優劣つけることになるというのが、千代田区議会の前例なんで、前例を破らないで、意見の聞き方は正副委員長に任せますけれども、紹介議員でない、請願者の意見を聞く場面を作らないと、これは今後、請願審査が、千代田区議会にとってやってはいけないことになっていくということになりますんで、ぜひ、今定例会中で日程を作ってください。

6-2請願審査部分抜粋：令和6年3月6日 議会運営委員会（未定稿）

○岩佐委員 すみません。私はちょっと、林委員ほど詳しくないんですが、それが先例で、紹介議員じゃなくて、請願者の声を必ずきかなければならないという先例だったという認識には、私はなっていなかったので、前の請願でも、やはり請願者が意見を言いたいと、どうしても言わせてくれと言ってきた事案に対して、じゃあその紹介議員という制度がそもそもないんじゃないかとか、いろいろ議論があったと記憶しています。その辺は、先例としてどうなのか。あるいは、先例あったとしても、それを都度どう判断していくか、この委員会に限らず、諮られることだと思いますけれども、一応そこは、事務局のほうにご説明いただけますでしょうか。

○小川区議会事務局長 様々な先例があったと思いますので、それはお調べをしないとお答えできかねます。

○小野委員長 はい、休憩、休憩いたします。

午後3時51分休憩

午後4時00分再開

○小野委員長 はい、それでは再開いたします。

先ほど、請願者について、ご意見を聞いたほうがいいですとか、そこについては不要ではないかという、いろいろなご意見がありましたけれども、事務的なところで、説明をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○安田区議会事務局次長 こちらは、全国市議会議長会の調査広報部法制参事のほうでまとめております、これは議会運営のQ&A、出典は自治体法務研究という、こちらのほうの冊子からでございますけれども、請願者が議会で説明することにつきまして解説をしております、まず請願者につきましては、法律上説明員にはならないので、自治法に基づく出席要求を行うもとはできないと。委員会においてもこれは同様であると。そして、通常、請願の内容に関する説明については、請願紹介議員が行うことが想定されていると。したがって、この請願者ご本人を委員会に呼んで聞くということにつきましては、例えば、もしやるとすれば、参考人の立場のような形で、請願者の方に来ていただくということが可能ということではございます。したがって、過去に委員会において請願者の方に来ていただいたといった事例もございますけれども、いわゆる制度上は、請願者のご意見を聞かなければならないという、そういう定めにはなっていないと。あくまでも請願照会議員の方が説明等を行っていただくという、そういったものでございます。

○小野委員長 はい、今ご説明ありました……

はい、大坂委員。

○大坂副委員長 意見が様々あるという中で、林委員のほうから、もっと丁寧にとというのがこれまでの千代田区のやり方だったんじゃないかというご意見もありました。

で、今次長からも、請願した方を実際に呼んでまでやるというのは、なかなか事例としては少なかったんじゃないのかというところもあるわけなんですけれども、やはり少し、ちょっと丁寧に、請願ですので、やらなければならないという観点に立ったときに、我々正副委員長のほうで、一旦この請願者の意見を直接お伺いをし、その内容を当委員会のほうにもってきて説明をして、そのうえで採択をするかどうかというところまで、今定例会中、なかなかタイトなスケジュールにあると思いますけれども、定例会中には必ず結論を出さなければいけない問題だと思っているので、この、一週間程度ありますけれども、

6-2請願審査部分抜粋：令和6年3月6日 議会運営委員会（未定稿）

その中でちょっと時間を作って、お越しいただいた形で進めていくというのが、丁寧なやり方にもなっていくのかなあというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

○牛尾委員 やはり、委員会というのは議員がしっかりと判断を下していくということが求められているわけで、その中ではやはり、本来であれば紹介議員が紹介をすると。ただ、これまでも参考人としてその請願者の声を聞いてきたということがありますけれども、（発言する者あり）懇談会ね。まずその請願者のご意見を聞きたいという、林さんにお聞きしたいんですけども、そうした意見を聞かないと、やっぱりなかなか判断がつかないということではよろしいですか。（発言する者あり）

○小野委員長 そうですね。今回どうしても紹介議員が委員と一緒にという事で、いつもとは少し違う委員会となっております、今ご質問があったんですけども、この件について、それぞれお考えがあるんですけども……

林委員、何か……ご発言になりますか。よろしいですか。（発言する者あり）

はい、牛尾委員。

○牛尾委員 ぜひ意見を聞きたいという方がいらっしゃるんでしたら、丁寧な対応は必要かなと思いますが、やはりこの問題は、長引かせるということは、やはり議会にとっても、事務局にとってもよくないと考えまして、今定例会中に結論をくだすという点では、大坂委員おっしゃられましたけれども、正副で意見を聞くというのも一つありなのかなというふうに思います。

○小野委員長 はい、ほかいかがでしょうか。

正副で……はい、米田委員。

○米田委員 私はもうこの「調査を求める請願」なんで、今日である程度、一定程度調査はできていると判断しております。

で、私自身の中では、もう今日、採決してもいいかなと、採択、不採択の採決をしてもいいかなとっております。

ただ、正副委員長が、あと一週間ほどしかないですけど、懇談的に、その方に事情聴取して（発言する者あり）、事情聴取じゃないや、ご意見聞いて、次の議運の委員会にその意見を言って、それから採択、じゃなくて採決をするのも、皆さんがよければですよ、これ賛否割れたら僕は今日でもういいと思いますんで、全会一致であれば、乗れない話ではないかと、私自身は思ってます。ただ、私は、今日で採決すべきだと思っております。

○小野委員長 ほか、ぜひ……

○白川委員 私も今日で決めるべきだと思います。

この内容がやっぱり改竄っていう問題ですんで、職員の士気っていうんですかね、先ほど岩佐さんがおっしゃったように、改竄をこのまんまの状態ですって長引かせるということが、果たして区にとっていいことがどうかということが疑問なんです。

それに、調査はもう十分やってると思いますので、これでもうちゃんと決めておいたほうがいいんじゃないのかなと思います。

○小野委員長 はい、ほかはいかがでしょうか。

○岩佐委員 先ほども申し上げたとおり、長引かせるということが、やはり虚偽公文書作成罪の嫌疑に問われたままの人たちのことを思うと、あまり、その人たちの負担が大きいのではないかと思います。

6-2請願審査部分抜粋：令和6年3月6日 議会運営委員会（未定稿）

本当にこれが懲役刑、これ1年から15年の懲役刑ですよ。由々しき犯罪ですよ。これ、犯罪だったら、普通に捜査をお願いするということもあり得るわけでございます。逆に、その中で、議会の権能としてどこまでこの犯罪が成立するかしないかということについて、できるのかということ、その調査権能についても、限界がある中で、私たちが今日やった程度の調査が、やはり妥当ではないかと思っています。ただ、請願者のということ、趣旨を聞かないとご判断できないという委員の方がいるのであれば、それは日程としては、そんなに数日じゃなければ、それはしかたないと思います。この定例会の中で、なるべく早く決めることは求めますけれども、それぐらいまでは、皆さんよろしいのであれば、私もそこに賛成いたします。

○小野委員長 はい。

ということで、今請願者の話は聞かなくても調査が十分はないかというご意見が何名かの方にいただきましたけれども、そこについていかがですか。やはりどうしても聞きたいというご意見もほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。はい。（発言する者あり）

請願者に正副で、（発言する者あり）はい。

今回この請願と、先ほどの紹介議員の説明というところで、ある程度十分に理解できたという議員の方と、まだ不足があるというに感じていらっしゃる議員の方がいらっしゃるのかなあというふうに理解していますけれども。

今回、これについてご意見が分かれていますので、まずこれを継続審査にするのかどうかということについて、おはかりしようと思えますけれども、いかがでしょうか。

（発言する者あり）副委員長は、副委員長のご提案として、ありましたけれども……

ちょっと休憩してよろしいでしょうか。休憩いたします

午後4時09分休憩

午後4時13分再開

○小野委員長 はい、それでは再開いたします。

お時間いただき、ありがとうございました。

皆様に様々ご議論いただきまして、正副で先ほどお預かりして、陳情者の方に（「陳情じゃない」と呼ぶ者あり）失礼いたしました、請願者の方に直接ご意見を伺って、そしてそれを次回、皆様に内容をご案内してということで、継続にしたいと思えますが、まずは、今日で一旦、議論は終了をしておりますので、正副でお預かりして、そして請願者の方にご意見を伺って、そして皆様に次回ご報告をしてということにしたいと思えます。

よって、継続審査とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

○大坂副委員長 ありがとうございます。

そのうえで、今定例会中で必ず採決まで行くということだけ、確認をしておいたほうがいいのかと思いますので、よろしく申し上げます。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。

そうですね、今ありましたとおり、実際のご意見を皆様にご報告したうえで、採決という流れにさせていただきたいと思えます。もちろん今定例会の中でということになってお

6-2請願審査部分抜粋：令和6年3月6日 議会運営委員会（未定稿）

りますので、追ってその辺りにつきましては皆様にご連絡いたします。

ほかはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは（発言する者あり）以上で、日程3の請願審査を終了いたします。